

Jリーグディビジョン3 (J3)への
参加に向けた各種資格要件について



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

目次

Jリーグ理念・Jリーグ設立趣旨・Jリーグ活動方針	2
I. Jリーグディビジョン3(J3)の概要	3
1. Jリーグディビジョン3(J3)について	4
2. J3を中心とする昇降格システム	5
3. J3クラブ(Jリーグ準会員)になるまでの道のり	6
4. Jリーグ準加盟クラブの今後	7
5. 「Jリーグ百年構想クラブ」について	8
II. J3(Jリーグ準会員)への審査ステップ	9
1. ステップ1 Jリーグ準加盟クラブになること	10
2. ステップ2 「J3ライセンス」資格審査および「J3スタジアム要件」 審査に合格すること	11
3. ステップ3 「J3入会審査」	12
4. ステップ4 競技成績	13
5. 2013年6月末までにJリーグ準加盟申請を行わない場合	14
III. J3(Jリーグ準会員) 入会審査関連規則	15
Jリーグ準加盟規程	16
J3ライセンス基準	20
J3スタジアム要件	31
J3入会審査要項	34
【付録】全5ページ	
・ J3ライセンス基準(要件のみ抜粋：J1・J2・JFLとの比較表形式)	
・ J3スタジアム基準(要件のみ抜粋：J1・J2・JFLとの比較表形式)	
・ J3入会審査要件およびJ3発足時における各リーグの構成等比較表	

Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及びサッカーの普及促進
1. 豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与
1. 国際社会における交流及び親善への貢献

Jリーグ設立趣旨

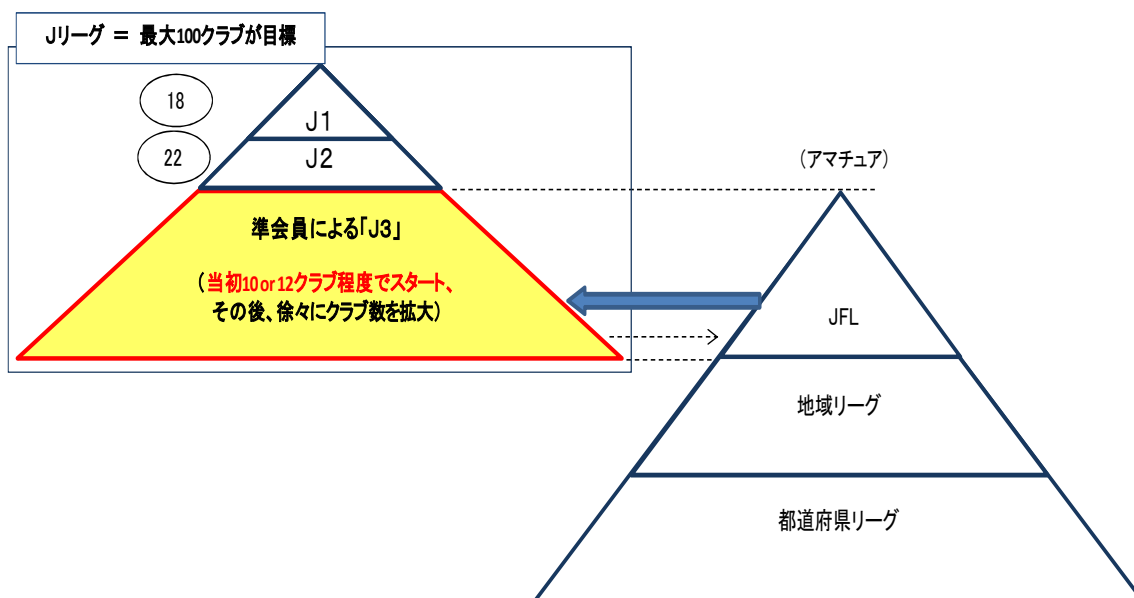
1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興
日本のサッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成。わが国の国際社会における交流・親善に寄与する。
2. 日本サッカーの強化と発展
日本のサッカーを活性化し、オリンピック、ワールドカップに常時出場できるレベルにまで実力を高め、日本におけるサッカーのステイタスを向上させる。
3. 選手・指導者の地位の向上
トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐のある場を提供し、その社会的地位を高めていく。
4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備
地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、各地域において地元住民が心ゆくまでトップレベルのサッカーとふれあえるよう、スタジアム施設をはじめチーム周辺を整備する。

Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人々に、Jクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他の競技にも気軽に参加できるような機会を多くつくっていきます。
6. 障害を持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

I. Jリーグディビジョン3(J3)の概要

1. Jリーグディビジョン3 (J3) について



J3は、最速で2014シーズンからの発足およびリーグ戦開幕を目指している新リーグです。J3への参加を希望するクラブに対しては、審査基準を設けたうえで審査を行い、審査要件を充足したクラブに参加を認めます。

なお、J3への参加が認められたクラブは、「Jリーグ準会員」としてJリーグに入会することとなり、公益社団法人日本プロサッカーリーグの社員として総会の議決権を持ちます。このことから、「J3クラブ」と「Jリーグ準会員」とは、事実上同義語として使います。

J3発足初年度（最速で2014シーズン）における募集クラブ数は「10または12」とし、最終的なクラブ数は、2013年7月開催のJリーグ理事会にて審議のうえ、10または12のいずれかで決定いたします。

その後は、全国的にJ3を目指す動きが活発化するよう、取り組みを継続します。

J3発足後（最速で2015年）におけるJ3への参加資格および募集クラブ数については、あらかじめ検討のうえ、2014年上期までに決定し、通知いたします。

2. J3を中心とする昇降格システム

【2013シーズンにおける J1・J2・J3・JFL・地域リーグ間のクラブ異動に関する表】

	2012	2013
J1⇄J2	J1下位3チーム ⇄ J2上位2チーム + プレーオフ優勝チーム	
J2⇄JFL	J2 22位⇄JFL 1位 J2 21位⇄JFL 2位(入れ替え戦)	J2 22位⇄JFL 1位 J2 21位⇄JFL 2位(入れ替え戦)
J2⇄J3		※降格・入れ替え戦敗戦クラブは JFLではなく、J3へ降格
J3⇄JFL		一部クラブがJFLからJ3へ移籍 ※J3からJFLへの異動はない
地域リーグ	JFLとの入れ替え	基本的にJFLとの入れ替え ただし、要件を満たせば、 J3に入会できる可能性あり

J3発足初年度にJ3に参加するクラブは、以下の3カテゴリーから構成されます。
ただし、以下の①②③の順で、優先的にJ3に入会することとなります。したがって、
①②に該当するクラブで発足初年度のJ3参加クラブ数が十分な数に到達した場合、③に
該当するクラブは発足初年度にJ3に入会できない可能性があります。

- ① 2013シーズンの成績をもってJ2から降格するクラブ(JFLではなくJ3に降格)
- ② JFL所属のJリーグ準加盟クラブ(一定の審査により、資格要件が充足されれば、
JFLを退会のうえJ3へ入会(移籍)する)
- ③ 地域リーグに所属するJリーグ準加盟クラブ(一定の審査および地域リーグでの競
技成績により、資格要件が充足されれば、地域リーグから昇格し、J3へ入会する)

3. J3クラブ（Jリーグ準会員）になるまでの道のり

段階	要件	根拠規定	スケジュール														
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
ステップ1	2013年6月30日までに Jリーグ準加盟申請を行い、 その後、準加盟クラブとして 承認されること	Jリーグ準加盟規程							★						★		
ステップ2	「J3ライセンス」資格審査 および 「J3スタジアム要件」審査に 合格すること	「J3ライセンス基準」 「J3スタジアム要件」															★
ステップ3	「J3入会審査」を受け、 Jリーグ理事会から入会を承認 されること	「J3入会審査要項」															★
ステップ4	競技成績																★

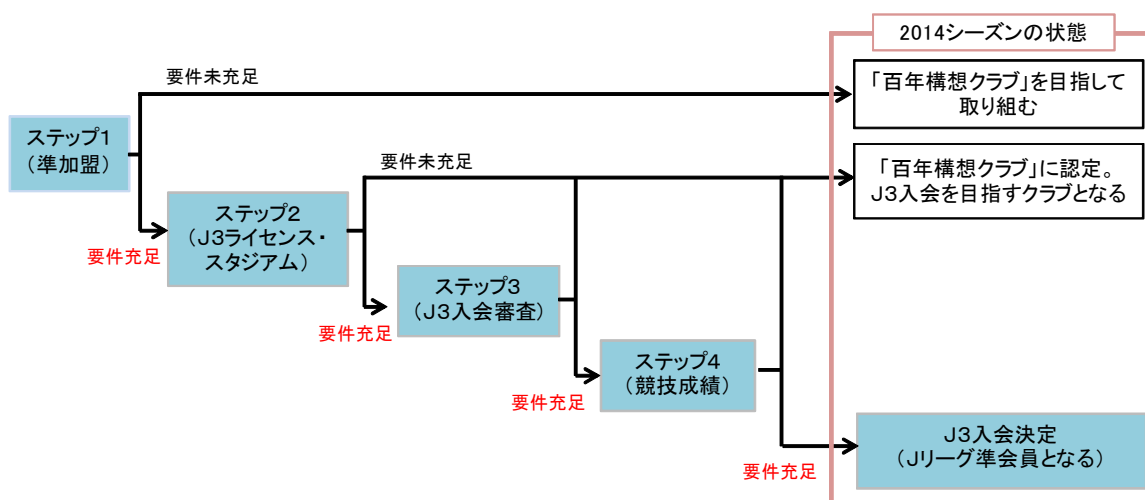
J3発足初年度(2014シーズン)から参加するクラブは、上記4つのステップ(審査要件)をすべて充足したクラブのなかから、最終的にJリーグ理事会の承認により決定されます。したがって、上記4つのステップをすべて充足したとしても、場合によっては2014シーズンにJ3に参加できず、2015シーズン以降からの参加となることがあります。

2013年2月時点で、すでにJリーグ準加盟クラブとなっているクラブについては、ステップ1の要件を充足しているため、ステップ2以降の要件に関する審査を先行して実施する予定です。これにより、J3への参加を希望するクラブに対する審査が集中することを防ぎます。

J3への参加を希望するクラブに対する審査は、各クラブとスケジュールを調整しながら個別に実施いたします。

2014シーズンにJ3に参加するクラブは、2013年11月のJリーグ理事会にて最終決定する予定です(予定であるため、変更の可能性がります)。

4. Jリーグ準加盟クラブの今後



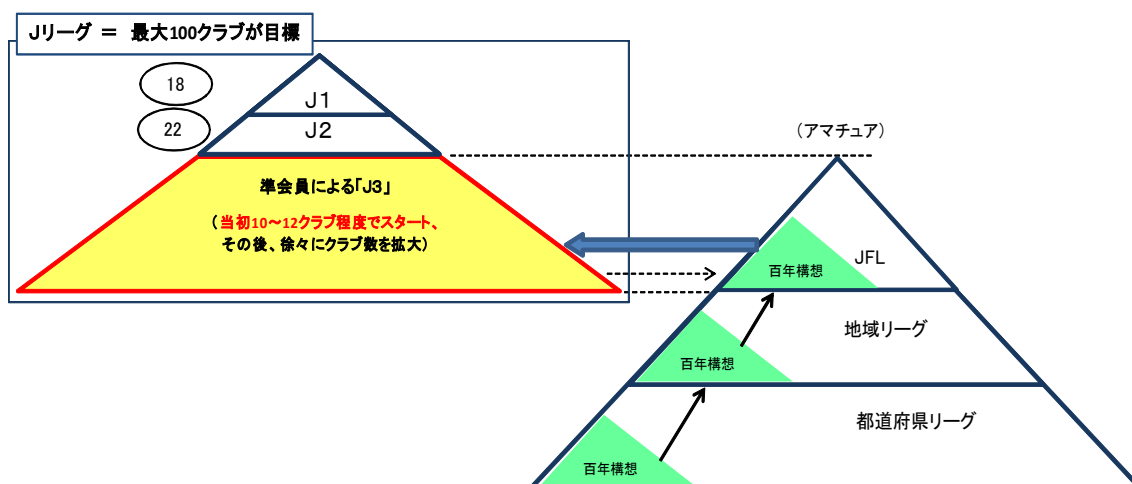
現在、J2昇格を目指して活動するクラブを「Jリーグ準加盟クラブ」として認定し、当該クラブの活動をサポートしていますが、J3の発足にともない、現在のJリーグ準加盟クラブを下記のとおり整理します。

- ① 2013年時点のJリーグ準加盟クラブのうち、2014シーズンにJ3への参加が決まったクラブ
→ 2013年は「Jリーグ準加盟クラブ」、2014年は「Jリーグ準会員（J3クラブ）」となる。
- ② 2013年時点のJリーグ準加盟クラブのうち、2014シーズンにJ3に参加できなかったクラブ
→ 2013年は「Jリーグ準加盟クラブ」、2014年は「Jリーグ百年構想クラブ」となる。

2014シーズンからのJ3参加を希望したものの、ステップ4までの各審査要件を充足せず、J3への参加がかなわなかったクラブについては、Jリーグが「百年構想クラブ（正式名称：Jリーグ百年構想クラブ）」として認定し、2015シーズン以降にJ3に参加することを目指していただくこととなります。

2014年以降は、J3に所属するクラブを「Jリーグ準会員」、J3を目指して活動するクラブのうち、Jリーグの審査を受けて承認されたクラブを「Jリーグ百年構想クラブ」と呼ぶこととなります。

5. 「Jリーグ百年構想クラブ」について



「Jリーグ百年構想クラブ」は、「Jリーグ（＝当初目標としてJ3）への参加を目指すクラブ」として、Jリーグが一定の審査を経て認定するものです。認定することにより、Jリーグは、Jリーグ百年構想クラブの、J3参加を目指す取り組みをサポートします。

Jリーグ百年構想クラブは、経営基盤等の強化を着実に行いつつ、所属リーグにおいて十分な競技成績を残し、昇格していくことにより、J3に参加（Jリーグに入会）することとなります。

なお、一度J3に参加したクラブは、J3リーグ戦での成績によってJFLに異動する（「降格」する）ことはありません（競技成績以外の事情によるJリーグからの退会はあり得ます）。

Jリーグへの参加を目指す、ということは、Jリーグの理念に共鳴し、ともに推進する役割を担うものとして、「Jリーグ百年構想 ～スポーツで、もっと、幸せな国へ。～」のスローガンのもと、Jリーグとともに地域に根差したスポーツクラブを核としたスポーツ文化の振興活動に取り組むこととなります。

Jリーグ百年構想クラブは、公益社団法人日本プロサッカーリーグの正式な会員ではありませんが、Jリーグの仲間であることは間違いありません。

Jリーグは、より多くの仲間を正式な会員として迎え入れるべく、2014年以降は、「Jリーグ百年構想クラブ」の拡大に努めていきます。J3の発足を機に、あらためて、Jリーグへの参加を目指すクラブを全国に広げていくことが、Jリーグの役割です。

Ⅱ. J3（Jリーグ準会員）への審査ステップ

1. ステップ1 Jリーグ準加盟クラブになること

段階	要件	根拠規定	スケジュール														
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
ステップ1	2013年6月30日までに Jリーグ準加盟申請を行い、 その後、準加盟クラブとして 承認されること	Jリーグ準加盟規程								★	-----	★					

- ① 準加盟の「承認日」ではなく、「申請日」を基準として締切を決めていますので、ご注意ください。
- ② J3発足初年度に参加を希望するクラブは、2013年6月30日までにJリーグ準加盟申請を終えてください。その申請に基づき、準加盟として承認されたクラブのみが、ステップ1を充足したことになります。
- ③ Jリーグ準加盟規程により、Jリーグは、申請日から3か月以内に準加盟承認の可否を決定します。したがって、準加盟の承認の可否を決定する最終日は2013年9月30日です。
- ④ Jリーグは、2013年7月開催の理事会において、準加盟申請（および承認）があったクラブの数を発表するとともに、その数に基づいて、J3発足初年度の参加クラブ数を「10」または「12」のいずれかで決定し、発表します。

【参考】Jリーグ準加盟クラブ（2013年2月26日現在）

- ・ブラウブリッツ秋田（JFL）
- ・FC町田ゼルビア（JFL：J2からの降格クラブ）
- ・SC相模原（JFL）
- ・AC長野パルセイロ（JFL）
- ・ツエーゲン金沢（JFL）
- ・カマタマーレ讃岐（JFL）

2. ステップ2 「J3ライセンス」資格審査および「J3スタジアム要件」審査に 合格すること

段階	要件	根拠規定	スケジュール													
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
ステップ2	「J3ライセンス」資格審査 および 「J3スタジアム要件」審査に 合格すること	「J3ライセンス基準」 「J3スタジアム要件」			基準・要件配布									審査完了 (10月理事会目標)		

- ① Jリーグ準加盟クラブに対し、随時ステップ2の審査を開始します。なお、準加盟申請したクラブに対しても、並行してステップ2の審査を開始します。
- ② Jリーグは「J3ライセンス基準」および「J3スタジアム要件」を新たに策定し、J3への参加を希望するクラブに対し、これらの基準および要件を充足しているか否かを審査します。
- ③ 審査の結果、上記の基準および要件を充足していない点がある場合には、Jリーグが未充足箇所を指摘のうえ、充足に向けて改善するよう通知します。通知にもかかわらず、上記の基準および条件充足できなかった場合や、充足の見込みがないとJリーグが判断した場合には、ステップ2を充足しなかったものとします。
- ④ 審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、Jリーグ理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定します。ステップ2を充足したクラブは、ただちにステップ3に進むこととなります。
- ⑤ ステップ2の審査は、2013年3月から随時行われ、2013年10月開催のJリーグ理事会が最終確定日となります。なお、審査を受けているクラブによっては、最終確定日より前にステップ2の審査結果が確定することがあります。

【注意】

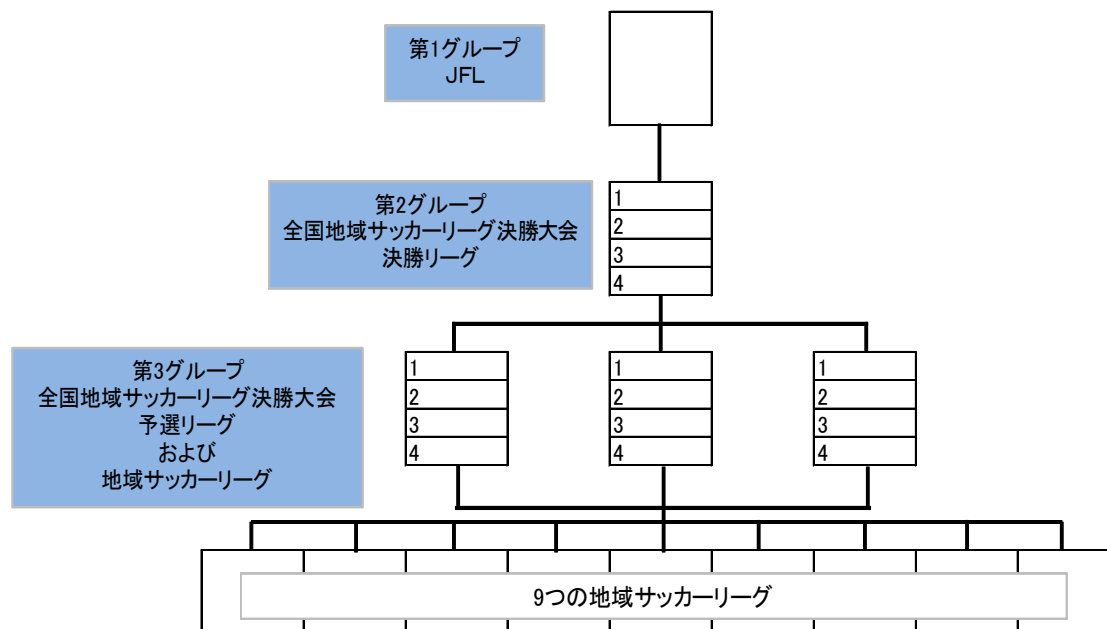
- ・「J3ライセンス基準」および「J3スタジアム要件」は、J3への参加を希望するクラブに対し、Jリーグが独自に、J3クラブとして最低限必要とされる条件を示したものです。
- ・したがって、当該基準および要件は「Jリーグクラブライセンス（J1クラブライセンス・J2クラブライセンス）」と連動しているものではなく、アジアサッカー連盟が定める「AFCクラブライセンス交付規則」からも独立したものです。
- ・しかし、J3に参加するクラブが将来的にはJ2昇格を目指すことに鑑み、「J3ライセンス基準」については、J2クラブライセンスの構成をある程度意識できるようにレベルに設定いたしました。これにより、J3に参加するクラブが、J2昇格に向けた準備がより円滑に進められると考えられます。

3. ステップ3 「J3入会審査」

段階	要件	根拠規定	スケジュール														
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
ステップ3	「J3入会審査」を受け、 Jリーグ理事会から入会を承認 されること	「J3入会審査要項」			要項配布												★
			ステップ2が完了したクラブより、 順次審査スタート										審査完了 (11月理事会目標)				

- ① ステップ2を充足したJリーグ準加盟クラブに対し、随時ステップ3の審査を開始します。
- ② Jリーグは「J3入会審査要項」を新たに策定し、この要項に基づいてステップ3の審査を行います。J3入会審査には、Jリーグがホームタウンを視察したうえでのヒアリング調査、チェアマンによるクラブ代表者、ホームタウン自治体の首長および地元サッカー協会会長に対するヒアリング審査が含まれており、審査手続きは「J2入会審査」と同様のものとなっています。
(審査項目はJ2入会審査よりも少なくなっています)
- ③ クラブへの審査はチェアマンのほか、Jリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施したうえで、Jリーグ理事会が当該クラブをJリーグ準会員として入会することを承認するか否かを決定します(ただし、ステップ4に定める順位要件を満たすことを停止条件として入会を承認する場合があります)。
- ④ ステップ3の審査は、2013年3月から随時行われ、2013年11月開催のJリーグ理事会が当該審査結果の最終確定日となります。なお、審査を受けているクラブによっては、最終確定日より前にステップ3の審査結果が確定することがあります。
- ⑤ 審査対象クラブによっては、Jリーグ理事会がJリーグ準会員としての入会を承認するにあたり、ステップ4に定める順位要件を満たすことを停止条件する場合があります。この場合は、ステップ4の結果を待って最終的にJリーグ準会員としての入会が承認されるか否かが決まります。

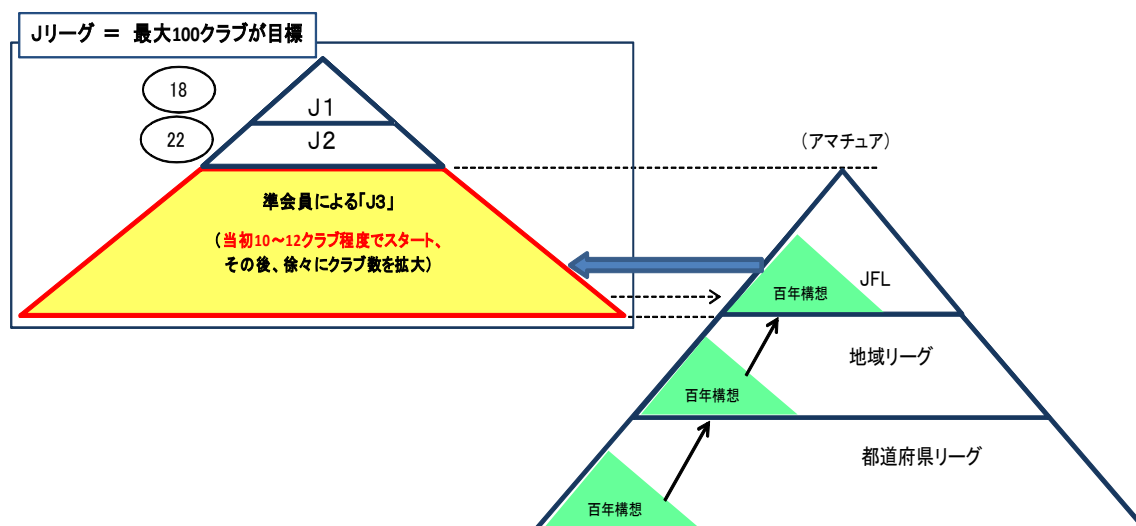
4. ステップ4 競技成績



J3 発足初年度の参加クラブは、上記3グループのうち、上位グループから順に決定し、定足数になったところで打ち切ります。

- ① 第1グループ（JFL）には、2013シーズンの成績をもってJ2から降格するクラブが含まれます。当該クラブはJ2からの降格が決定したと同時に、自動的にJ3参加クラブとなります。
その他のJFLクラブは、J3参加の資格要件を充足したクラブは、原則として自動的にJ3参加クラブとなります。ただし、J3発足初年度の定足数を上回る数のJFLクラブがJ3参加の資格要件を充足していた場合は、2013シーズンのJFLの成績が上位のクラブから順にJ3参加を決定します。
- ② 第2グループは、J3参加の資格要件を充足したクラブのうち、順位が上位のクラブから順にJ3参加を決定します。
- ③ 第1グループおよび第2グループを経てもなおJ3発足初年度の定足数に満たない場合は、第3グループのなかでJ3参加の資格要件を充足したクラブのうち、成績、経営状況等、さまざまな指標を総合的に検討のうえ、Jリーグ理事会がJ3参加クラブを決定します。

5. 2013年6月末までにJリーグ準加盟申請を行わない場合



2013年6月30日までにJリーグ準加盟申請を終えなければならないのは、『J3発足初年度に参加を希望するクラブ』です。

発足初年度ではないものの、将来的にJリーグを目指す意向があるクラブは、上記締切に関係なく、いつでもJリーグ準加盟(2014年からは「Jリーグ百年構想クラブ」)を申請することができます。Jリーグは準加盟随時を受け付けており、クラブの希望に応じて、クラブのホームタウンに出向き、準加盟申請に向けた説明を実施しています。

「とにかく性急にJリーグ入会を目指す」ことを、Jリーグは要求するものではありません。クラブの将来計画に基づいて、ホームタウンの人々とともに、じっくりとJリーグを目指して活動していくことも、クラブとしての重要な選択肢の一つと考えられます。

Ⅲ. J3（Jリーグ準会員） 入会審査関連規則

Jリーグ準加盟規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第15条に基づき、Jリーグが、将来J2会員として入会を目指すクラブを、Jリーグ準加盟クラブ（以下「準加盟クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔準加盟の条件〕

- (1) 準加盟クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。
- ① Jリーグ規約第1条の趣旨に賛同していること
 - ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社、または公益法人もしくは特定非営利活動法人であり、1年以上の運営実績があること
 - ③ 将来、J2会員としてJリーグ入会を目指し、Jリーグの指導を受けながら、Jリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
 - ④ J2入会後のホームタウンを予定または決定していること
 - ⑤ サッカークラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑥ 現に日本フットボールリーグ(JFL)、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
 - ⑦ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
 - ⑧ 協会に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める準加盟申請を行った日の属する事業年度の翌年度の最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
 - ⑨ 普及活動（スクール、クリニック）を1年以上継続して実施していること
 - ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
 - ⑪ 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ⑫ 取締役（理事）に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）員が4名以上いること。なお、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい
 - ⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグが指定する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること
- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。

- ① 前項第3号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認、支援していることを、当該サッカー協会が文書で具体的に示していること
- ② 前項第4号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのJリーグ入会を応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の1号ないし3号のいずれかおよび4号の条件を満たしていなければならない。
 - ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体がホームスタジアムであることを承認していること
 - ② ホームスタジアムは、Jリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるか、または将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
 - ③ 前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体が、申請クラブがJリーグに入会するためには、Jリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
 - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること

第3条〔準加盟クラブの権利〕

準加盟クラブは、自己の名刺や印刷物へ「Jリーグ準加盟クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

第4条〔準加盟クラブの義務〕

- (1) Jリーグは準加盟クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、準加盟クラブは、Jリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 準加盟クラブは、Jリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてJリーグ入会に向けた知識を深め、Jリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
- (3) 準加盟クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、J2入会までの間に変更することはできない。
- (4) 準加盟クラブは、Jリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 準加盟クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただし、Jリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。

(6) 準加盟クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。

- ① 準加盟クラブは、会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）として、当年の4月中に120万円を納入しなければならない。
- ② 前号に関わらず、年の途中で準加盟認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から12月31日までの残存月数に10万円を乗じた金額を納入する。

第5条〔準加盟の申請〕

- (1) 申請クラブは、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Jリーグ規約第15条第2項に定めるJリーグ入会審査を受けるクラブは、J2会員として初めて参加しようとするシーズンの、前々年の11月末日までに準加盟申請を行い、本規程第6条の審査を経て認定を受けているものとする。

第6条〔準加盟の審査〕

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Jリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Jリーグが次項の審査を行う。
- (2) Jリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、Jリーグ準加盟認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当し、Jリーグの度重なる注意にも従わなかった場合は、理事会はそのクラブに対し、準加盟クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Jリーグの名誉を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 本規程第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 本規程第4条に定める義務に違反したとき
 - (2) 前項の規定により準加盟クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。
 - (3) 前項の規定により準加盟クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。
-

第8条〔準加盟からの脱退〕

準加盟クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも準加盟クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Jリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は準加盟クラブに申請することができない。

第9条〔J2からJFLに降格するクラブに対する特則〕

- (1) J2からJFLに降格するクラブに対しては、JFLに降格した最初のシーズンが属する年の12月31日までの間、第5条および第6条に定めによることなく当然に準加盟クラブに認定されるものとし、Jリーグ規約第15条第2項に定めるJリーグ入会審査を受ける資格を有するものとする。
- (2) 前項に定められた期間の終了をもって、準加盟クラブとしての資格は消滅する。ただし、当該クラブが準加盟クラブとしての資格の継続を希望する場合は、前項に定められた期間の終了日前に第5条に定める申請手続きを行い、第6条に定める審査を経ることにより、準加盟クラブとしての資格を継続することができる。
- (3) 前項の定めにより準加盟クラブとしての資格が継続されたクラブについては、第5条第2項の定めに関わらず、Jリーグ規約第15条第2項に定めるJリーグ入会審査を受ける資格を有するものとする。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

【改定】

平成24年9月1日

J3ライセンス基準

第1条〔趣旨〕

本基準は、Jリーグ準会員として入会を希望するクラブに求められる資格要件を定めるものである。

第2条〔構成〕

本基準は、以下の5つの基準により構成される。

- ① 競技基準(第5条)
- ② 施設基準(第6条)
- ③ 人事体制・組織運営基準(第7条)
- ④ 法務基準(第8条)
- ⑤ 財務基準(第9条)

第3条〔審査〕

- (1) Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、Jリーグ所定の「J3ライセンス基準審査」を受け、審査に合格しなければ、Jリーグ準会員の入会申し込みを行うことができない。
- (2) Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、所定の手続きにより、2013年8月31日までに「J3ライセンス基準審査」を申請しなければならない。
- (3) 前項にいう審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定する。なお、審査結果の承認は2013年10月に開催されるJリーグ理事会までに行われるものとする。

第4条〔審査方法〕

- (1) 審査は第5条から第9条までに定める各基準をすべて充足した場合のみ合格したものとす。
- (2) 審査の過程でJリーグは、第5条から第9条に定める基準において、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第5条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S.01	アカデミープログラム J3ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。 ① 育成・普及の理念および方針 ② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図

	<p>③ アカデミーの指導者に関する情報(資格、指導歴等)</p> <p>④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報</p>
S.02	<p>アカデミーチーム</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ライセンス申請書類提出日時点で、普及活動(サッカースクールまたはクリニック)を定期的に行っている実績がなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員としてJリーグ入会が承認された日の属する年の翌年末日までに、下記のアカデミーチームのうちいずれか1つ以上を、保有しているか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第3号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18チーム</p> <p>② U-15チーム</p> <p>③ U-12チーム</p> <p>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行わなければならない。U-12チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>
S.03	<p>選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員としてJリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、Jリーグ試合実施要項第21条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>
S.04	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>J3ライセンス申請クラブのすべてのプロ選手は、当該クラブと書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて(以下「契約関係書類」という)の写しを、登録選手全員分提出しなければならない。</p>
S.05	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員としてJリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会(およびレフェリーに関するイベントやセッション)に、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリー</p>

グが指定した期日までに提出しなければならない。

第6条〔施設基準〕

施設基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
I.01	<p>公認スタジアム（ホームスタジアム）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること</p> <p>② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面（Jリーグ指定書式）にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す（ただし、Jリーグ理事会の承認を得た場合はこの限りではない）。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする。</p> <p>(2) 前項のスタジアムは「J3スタジアム要件」に定める要件を満たしていないなければならない。</p>
I.02	<p>スタジアムの認可（安全性と警備計画）</p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書について、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅するように努めなければならない。</p>
I.03	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>ホームスタジアムは、メインスタンドに椅子席があるものとし、その入場可能数は5,000人以上でなければならない。なお、ベンチシートは1席あたり45cm以上で計算を行うものとし、芝生席や立見席の取り扱いについては、Jリーグ</p>

	が当該スタジアムを検査のうえで決定する。
I.04	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫のうえ、運営本部室あるいは警察・消防司令室として利用可能な場所を確保しなければならない。</p>
I.05	<p>スタジアム：観客エリア</p> <p>ホームスタジアムは、座席カテゴリー別に異なる入場口を確保するなど、観客エリアを異なるセクターに分離することができるようにしなければならない。</p>
I.06	<p>スタジアム：医務室・救護室</p> <p>スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当するため、医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室については、J3ライセンス申請クラブがホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫したうえで、仮設することができる。</p>
I.07	<p>スタジアム：安全性</p> <p>(1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① ホームスタジアムには避雷針を設置すること</p> <p>② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること</p>
I.08	<p>スタジアム：避難計画の策定</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、基準I.02にいう警備計画書に盛り込まなければならない。</p>
I.09	<p>トレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。</p>
I.10	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが</p>

望ましい。

第7条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P.01	<p>クラブ事務局</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を記した書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する）</p> <p>② 当該事務所の所有、賃貸の区分</p> <p>③ 役員・社員・従業員の一覧</p> <p>④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス</p>
P.02	<p>代表取締役または代表理事</p> <p>J3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P.03	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならない。</p>
P.04	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当（オペレーションオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし運営担当は、セキュリティ担当と兼務することができる。</p>
P.05	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただしセキュリティ担当は、運営担当と兼務することができる。</p>
P.06	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし広報担当は、マーケティング担当と兼務することができる。</p>

P.07	<p>マーケティング(事業)担当</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤のマーケティング(事業)担当を1名以上置かなければならない。ただしマーケティング担当は、広報担当と兼務することができる。</p>
P.08	<p>医師(メディカルドクター)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有するチームドクターを1名以上置かなければならない。なお、チームドクターは日本国医師免許を保有しているものとし、Jリーグ規約第52条の定めにより、すべての試合にチームドクターを同行させなければならない。</p>
P.09	<p>メディカルスタッフ</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならない。なお、メディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P.10	<p>トップチーム監督</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、JFAの定める有効な「S級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。</p>
P.11	<p>トップチームのコーチ</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。なお、当該コーチは、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>

P. 12	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを1名以上置かなければならない。なお、当該ダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよびJFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>
P. 13	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。なお、当該監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>
P. 14	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「C級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。なお、当該コーチは他の役職と兼務することができる。</p>
P. 15	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、Jリーグ準会員として迎える最初のシーズンの開幕までに、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。また、Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、当該警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>
P. 16	<p>権利と義務</p> <p>人事体制・組織運営基準P. 02からP. 15までに記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。</p>
P. 17	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、基準P. 01からP. 15に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を文書にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 18	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p>

	<p>(1) Jリーグ準会員となって以降は、人事体制・組織運営基準 P.02 から P.14 に規定される人員について、シーズン途中で、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) Jリーグ準会員となって以降は、前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、文書にてJリーグに通知しなければならない。</p>
--	--

第8条〔法務基準〕

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L.01	<p>Jリーグ準会員としての宣誓書</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣誓書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① F I F A、A F Cおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけF I F AまたはA F Cが関与している紛争について、C A S（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ F I F AおよびA F C規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ J F Aに公認されている競技会で競技すること ⑤ 出場が認められた場合には、A F Cに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ⑧ JリーグおよびJ F Aに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する

	<p>権限があることを認めること</p> <p>⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること</p>
L.02	<p>クラブの登記情報</p> <p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し</p> <p>② J3ライセンス申請クラブの登記簿謄本（Jリーグへの提出期限より3か月以内に発行されたものであること）</p>
L.03	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣誓する旨の文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与える割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権原を有していること</p>
L.04	<p>就業に関する規則の整備</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F.01	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は2013年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。ただし判定は2015年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合</p>
F.02	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、ライセンスが交付されるシーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.03	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、ライセンスが交付されるシーズンの前年の12月31日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02からP.14までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p>

	<p>(1) F I Bによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはライセンサーに対し、当該申請者がライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年度の末日以降、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、J3ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。</p>
<p>F.05</p>	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ライセンス申請締切日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグは等が資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p>
<p>F.06</p>	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>Jリーグ準会員となって以降、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンサーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンサーの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。</p>
<p>F.07</p>	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>J3ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。</p>

J3 スタジアム要件

第1条〔趣旨〕

本要件は、Jリーグ準会員として入会を希望するクラブがJリーグディビジョン3において使用しようとするホームスタジアムに求められる要件を定めるものである。

第2条〔審査〕

- (1) Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、Jリーグ所定の「J3スタジアム要件審査」を受け、審査に合格しなければ、Jリーグ準会員の入会申し込みを行うことができない。
- (2) Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、所定の手続きにより、2013年8月31日までに「J3スタジアム要件審査」を申請しなければならない。
- (3) 前項にいう審査はJリーグ企画部およびクラブライセンス事務局が実施し、理事会が当該審査結果を承認したことをもって確定する。なお、審査結果の承認は2013年10月開催のJリーグ理事会までに行われるものとする。

第3条〔審査基準〕

- (1) 審査は本要件に記載された項目をすべて充足した場合のみ合格したものとする。
- (2) Jリーグは、本要件において未充足の項目があった場合には、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第4条〔スタジアム〕

Jリーグの公式試合で使用するスタジアムはサッカースタジアムであることが望ましい。

第5条〔スタジアムの要件〕

- (1) Jリーグディビジョン3の公式試合で使用するスタジアム（以下「スタジアム」という。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - ① ピッチは天然芝（原則として常緑であるものとする）とし、原則として縦長105m 横幅68m であること
 - ② ピッチの外側周囲には、原則としてサッカースタジアムの場合は5m以上、陸上競技兼用の場合は原則として1.5m以上の芝生部分を確保すること（したがって、陸上競技兼用の場合は縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること）
 - ③ ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）で、原則として埋め込み式であること
 - ④ ゴールネットは原則として白色とする（Jリーグに申請し、承認を得た場合はこの限りではない）
 - ⑤ コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストはJリーグ指定のものであること
 - ⑥ ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
 - ⑦ フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、また

- は危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- (2) スタジアムは、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。
- ① 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
 - ② 医務室
 - ③ マッチコミッショナー席および審判アセッサー席（ピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること）
 - ④ 記録員席（個室であることが望ましく、少なくとも、ピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること）
 - ⑤ 場内放送システム
 - ⑥ スコアボード（大型映像装置であることが望ましい）
 - ⑦ メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
 - ⑧ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
 - ⑨ 入場券売場
 - ⑩ 飲食売店およびグッズ売店
- (3) 次の各号の付帯設備については、スタジアムの諸室や座席、スタンド部分等の運用を工夫することにより、当該設備として利用可能であるようにしなければならない。
- ① 運営本部室
 - ② マッチ・コーディネーション・ミーティング室
 - ③ ドーピングコントロール室
 - ④ 警察・消防司令兼控室
 - ⑤ 救護室
 - ⑥ 授乳室
 - ⑦ 記者会見室
 - ⑧ 記者室
 - ⑨ カメラマン（フォトグラファー、TVクルー）室
 - ⑩ VIP 席
 - ⑪ 記者席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていることが望ましい）
 - ⑫ テレビ中継およびラジオ中継用実況放送席（メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要なかつ十分な電源を備えていることが望ましい）
 - ⑬ テレビカメラ設置スペース（中継カメラ用およびニュース関連 ENG 用）
 - ⑭ 総合案内所
 - ⑮ テレビ中継車両駐車スペース
 - ⑯ ケーブル敷設スペース（中継車とテレビカメラおよび実況放送席間）
 - ⑰ 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）
- (4) スタジアムには、室内ウォームアップエリアを備えることが望ましい。
- (5) チームベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
- ① ピッチのタッチラインから 5m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから

10m 以内にかかる位置に設置すること

- ② 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- (6) チームベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置しなければならない。
- (7) ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。
- (8) 第4の審判員ベンチを備えなければならない。

第6条〔入場可能数〕

- (1) スタジアムは、メインスタンドに椅子席があるものとし、原則として入場可能数は5,000人以上とする。ただし、芝生席の取り扱いについては、Jリーグがスタジアムを検査のうえ、クラブおよびスタジアム所有者と協議のうえ決定する。
- (2) 前項におけるスタジアムの入場可能数は、ホームゲーム開催時に使用可能な席の数を指し、次の各号の合計数とする。
 - ① 入場券が発券できる席の数
 - イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む
 - ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない
 - ニ. 立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする
 - ② 前号以外の座席の数
 - イ. VIP席
 - ロ. VIPラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。ラウンジ内の座席数は含まない
 - ③ 車椅子席の数
 - イ. 車椅子観戦エリアは座席はないが、車椅子1台分につき1席と数える
 - ロ. 車椅子のヘルパー席は、椅子が設置され、かつ実際に使用される場合のみ数に含める

第7条〔照明〕

スタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置することが望ましい。

第8条〔広告看板〕

- (1) スタジアムには、Jリーグが指定する位置に、JリーグおよびJリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
 - (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。
-

J3入会審査要項

第1条〔Jリーグ準会員（J3クラブ）への審査資格要件〕

Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。

- ① Jリーグ準加盟クラブであること。また、Jリーグ準加盟規程に定める準加盟クラブとしての資格要件をすべて充足していること
- ② 入会申込書を提出した日の属するシーズンの翌シーズンに対する、「J3クラブライセンス基準」をすべて充足していると、Jリーグ理事会が承認していること
- ③ Jリーグが定める「J3スタジアム要件」に基づく審査に合格したスタジアムをホームスタジアムとすること
- ④ Jリーグ準会員として入会後のホームタウンを決定していること
- ⑤ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること。また、シーズン中にクラブを資金不足または経営破たんにも陥らせない旨の宣誓書をJリーグに差し入れること
- ⑥ ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織が作られていること
- ⑦ Jリーグ理事会が定める、Jリーグ準会員として入会するための競技成績を満たしていること
- ⑧ 準加盟クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJリーグ準会員としての適性が認められたこと

第2条〔Jリーグ準会員（J3クラブ）としての要件〕

- (1) 2014年度におけるJリーグ準会員の数は、10以上12以下の範囲で理事会が決定する。
- (2) Jリーグ準会員は、以下に定める要件をすべて満たすものでなければならない。
 - ① Jリーグが定める「J3クラブライセンス基準」をすべて充足していること
 - ② Jリーグが定める「J3スタジアム要件」に基づく審査に合格したスタジアムをホームスタジアムとしていること
 - ③ Jリーグ公式試合のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施すること。ただし、理事会の承認を得た場合には、この限りではない
- (3) Jリーグ準会員は、Jリーグ公式試合においては、以下の要件を満たさなければならない。
 - ① クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）を参加させること。ただし、トップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有しているものとする

第3条〔入会審査〕

- (1) Jリーグ準会員として入会を希望するクラブは、9月30日までにチェアマンに対し所定の入会申込書を提出し、Jリーグ準会員の入会審査を受けなければならない。なお、

入会申込書のなかには、以下の書類が含まれるものとする。

- ① 当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が、当該クラブのJリーグ準会員としての入会を支援するとともに、当該クラブのJリーグ理念の推進に向けた永続的な活動を支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
 - ② 第1条第1項第4号において決定したホームタウンが、当該クラブのJリーグ準会員としての入会を支援するとともに、当該クラブのJリーグ理念の推進に向けた永続的な活動を支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
 - ③ 当該クラブが前条第2項に定める要件をすべて満たすことを保証する文書をJリーグに差し入れること
- (2) Jリーグは、前項の入会申込書を提出した準加盟クラブに関し、次の審査を行う。
- ① クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前項に定める審査およびJリーグが定める資格要件に関する調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議のうえ、その結果を2013年11月に開催される理事会の日に、当該クラブに通知する。ただし、当該クラブが、入会申込書を提出した日の属するシーズンの最終成績が確定していない場合には、当該最終成績を入会可否の決定条件に含む。

第4条〔入会金および会費〕

- (1) Jリーグ準会員は、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費：対象年の1月1日～12月31日までの期間分）を納入しなければならない。
 - ① 入会金 金500万円
 - ② 会費 金1,000万円
- (2) 前条により、Jリーグ準会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJリーグ準会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年1月1日より認められるものとする。
- (3) Jリーグ準会員は、第1項第2号に定める会費（年会費）を、当年の4月中に納入しなければならない。

付 録

J3参加のための審査基準 ステップ2 J3ライセンス

番号と項目		Jリーグディビジョン1(J1)・ディビジョン2(J2)	J3ライセンス	JFL 資格要件	Jリーグ準加盟 審査要件	
競技基準	S.01	アカデミープログラム	「アカデミー申請書」の提出義務	「アカデミー申請書」の提出義務	アカデミーチームを有することが望ましい	「アカデミー申請書」の提出義務
	S.02	アカデミーチーム	アカデミーチームの保有 (U-18、U-15、U-12、U-10)	アカデミーチームの保有 (普及活動を実施しており、かつ、U-18、U-15、U-12のいずれか1つ以上を保有していること)	アカデミーチームを有することが望ましい	アカデミーチームの保有 (U-18、U-15、U-12、スクールのいずれか1つ以上必須)
	S.03	選手の医療面のケア	メディカルチェックの受診	メディカルチェックの受診 (2014年度から適用。J1・J2と同程度を求める)	メディカルチェックの受診	(明文規定なし)
	S.04	プロ選手との書面による契約	プロ選手との書面による契約の締結	プロ選手との書面による契約の締結	プロ選手との書面による契約の締結	(明文規定なし)
	S.05	レフェリングに関する事項	開幕前ルール講習会の受講	開幕前ルール講習会の受講 (J3昇格シーズンから受講。2013年度は、J3に入会した場合には必ず受講する旨の書面を取ること代替)	監督に対し、ルール講習会を実施	(明文規定なし)
施設基準	I.01	公認スタジアム	スタジアム要件を満たし、ホームゲームが80%以上開催可能であるとする書面の提出	J3スタジアム要件を満たし、ホームゲームの開催日程調整への協力に合意した書面 (原則としてホームスタジアムで80%以上とする)	活動区域内で原則として70%以上の開催	ホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催
	I.02	スタジアムの認可	スタジアムの警備計画書の提出	スタジアムの警備計画書の提出 (1度提出を受けたのち、Jリーグが内容の指導を行い、J3開幕前までに精緻化させるようにする)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	I.03	スタジアム入場可能数	J1:15,000人、J2:10,000人	メインスタンドに椅子席があり、かつ、原則として5,000人以上 (芝生席の取り扱いは個別対応)	原則として5,000人以上収容可能であること	(明文規定なし)
	I.04	運営本部室、警察・消防司令室	スタジアムの運営本部室、警察・消防司令室	スタジアムの運営本部室、警察・消防司令室 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	原則として備える	(明文規定なし)
	I.05	観客エリア	ホーム、アウェイの分離	ホーム、アウェイの分離	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	I.06	医務室・救護室	医務室、救護室	医務室、救護室 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	医務室は原則として備える 救護室は不要	(明文規定なし)
	I.07	スタジアムの安全性	スタジアムの安全性の確保	スタジアムの安全性の確保	ホームゲームの安全確保義務	(明文規定なし)
	I.08	避難計画	避難計画、避難動線	避難計画、避難動線		(明文規定なし)
	I.09	トレーニング施設	トレーニング施設(トップチーム)	トレーニング施設(トップチーム) (天候・日時を問わず、練習場所が確保可能であること)	(明文規定なし)	天候・日時を問わず、練習場所が確保可能であること
	I.10	トレーニング施設(アカデミー)	トレーニング施設(アカデミー)	トレーニング施設(アカデミー) (天候・日時を問わず、練習場所が確保可能であること)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
人事体制・組織運営基準	P.01	クラブ事務局	クラブ事務所の存在 (公益法人または株式会社)	クラブ事務所の存在 (公益法人、株式会社、または特定非営利活動法人)	「企業のサッカー部」でも可	公益法人、株式会社、または特定非営利活動法人
	P.02	代表取締役	代表取締役(または代表理事)	代表取締役(または代表理事)		代表取締役(または代表理事)
	P.03	財務担当	財務担当 (実務経験3年以上)	財務担当 (実務経験1年以上)		
	P.04	運営担当	運営担当	運営担当 (J3開幕までに担当者を置くこと)	チームを運営する常勤事務局員が2名以上いること	
	P.05	セキュリティ担当	セキュリティ担当(運営担当と兼務可)	セキュリティ担当(運営担当と兼務可) (J3開幕までに担当者を置くこと)		常勤役員(常勤理事)が1名以上、常勤社員(常勤職員)が4名以上
	P.06	広報担当	広報担当	広報担当 (J3開幕までに担当者を置くこと)		
	P.07	マーケティング担当	マーケティング担当	マーケティング担当 (J3開幕までに担当者を置くこと)		
	P.08	医師(メディカルドクター)	医師(チームドクター。ホーム・アウェイ全試合帯同)	医師(チームドクター。ホーム・アウェイ全試合帯同) (J3開幕までにチームドクターと契約すること)	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.09	理学療法士	メディカルスタッフ (理学療法士、はり師、きゅう師、アスレチックトレーナー等)	メディカルスタッフ (国家資格保有者であることが望ましい)	(明文規定なし)	(明文規定なし)

J3参加のための審査基準 ステップ2 J3ライセンス

番号と項目		Jリーグディビジョン1(J1)・ディビジョン2(J2)	J3ライセンス	JFL 資格要件	Jリーグ準加盟 審査要件	
人事体制・組織運営基準	P.10	トップチーム監督	JFA・S級orS級相当	JFA・S級orS級相当 J3開幕までに基準を満たすようにすること	原則としてJFA・A級以上	(明文規定なし)
	P.11	トップチームアシスタントコーチ	JFA・A級以上	JFA・B級以上が望ましい J3開幕までに基準を満たすようにすること	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.12	アカデミーダイレクター	JFA・A級以上	アカデミー部門担当者 (JFA・B級以上が望ましい) J3開幕までに基準を満たすようにすること	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.13	アカデミーチーム監督	JFA・B級以上	JFA・B級以上、他の役職との兼務可 J3開幕までに基準を満たすようにすること	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.14	アカデミーチームコーチ	JFA・B級以上	JFA・C級以上 J3開幕までに基準を満たすようにすること	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.15	警備員	ホームゲームでの警備員の確保	ホームゲームでの警備員の確保 J3開幕までに警備員(会社)と契約すること	ホームゲームでの警備員の確保	(明文規定なし)
	P.16	権利と義務	雇用契約、委託契約等の契約書類の整備	雇用契約、委託契約等の契約書類の整備	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.17	ライセンス申請書類提出後の変更通知	ライセンス申請書類提出後の変更通知	ライセンス申請書類提出後の変更通知	(明文規定なし)	(明文規定なし)
	P.18	シーズン中のスタッフ欠員に対する後任	シーズン中のスタッフ欠員に対する後任の充当義務	シーズン中のスタッフ欠員に対する後任の充当義務	(明文規定なし)	(明文規定なし)
法務基準	L.01	宣誓書	宣誓書(指定書式)の提出	宣誓書(指定書式)の提出	(明文規定なし)	宣誓書(別の指定書式)の提出
	L.02	クラブの登記情報	登記簿謄本の提出	登記簿謄本の提出	(明文規定なし)	登記簿謄本の提出
	L.03	他クラブの経営等への関与の禁止	他クラブとの兼務、クロスオーナーシップの禁止	他クラブとの兼務、クロスオーナーシップの禁止	(明文規定なし)	他クラブとの兼務、クロスオーナーシップの禁止
	L.04	クラブの懲戒手続き	懲戒規定(就業規則)の整備	懲戒規定(就業規則)の整備	(明文規定なし)	就業規則の整備
財務基準	F.01	年次財務諸表	会計監査人による監査報告書提出 税務申告書類一式の提出 ※ 3期連続赤字または債務超過の場合は J1・J2ライセンス不交付(2014年度末より適用)	税務申告書類一式の提出 (会計監査人の監査を受けなくとも可) ※ 3期連続赤字または債務超過の場合は J3ライセンス不交付(2015年度末より適用)	チームの健全経営義務はあり ※JFLから要請があれば決算書提出 ※JFL入会初年度の運営収支提出	税務申告書類一式の提出 (会計監査人の監査を受けなくとも可)
	F.02	移籍金の未払いの皆無	移籍金の未払いがないこと	移籍金の未払いがないこと		適法かつ適正に決算が行われていること
	F.03	賃金、社会保険、税金の未払いの皆無	賃金、社会保険、税金の未払いがないこと	賃金、社会保険、税金の未払いがないこと		(明文規定なし)
	F.04	申請書類提出後の事象に関する表明書の提出	申請書類提出後の事象に関する報告	申請書類提出後の事象に関する報告		(明文規定なし)
	F.05	予算、期中の実績、財務状況の見通し	予算、期中の実績、財務状況の見通しの審査	予算、期中の実績、財務状況の見通しの審査 (この項目を通じて厳しい経営指導を実施)		短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できること
	F.06	ライセンス交付後の後発事象の通知義務	ライセンス交付後の後発事象の報告	ライセンス交付後の後発事象の報告		(明文規定なし)
	F.07	財務状況の見通しの修正義務	財務状況の見通しの修正義務	財務状況の見通しの修正義務 (この項目を通じて厳しい経営指導を実施)		短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できること

J3参加のための審査基準 ステップ2 J3スタジアム要件

【注】 J1・J2ライセンスは、交付規則に定める最低要件を記載しているが、別途スタジアム検査要項による審査標準が定められている。

項目	J1ライセンス	J2ライセンス	J3スタジアム要件	JFL	Jリーグ準加盟
1 スタジアムの確保	ホームスタジアムで80%以上		原則としてホームスタジアムで80%以上	原則、活動区域内で70%以上	ホームタウン内の特定スタジアムで相当数
2 入場可能数	15,000人以上(芝生席はカウント外)	10,000人以上(芝生席はカウント外)	メインスタンドに椅子席があり、かつ、原則として5,000人以上(芝生席の取り扱いとは個別対応)	原則、5,000人以上	(規定なし)
3 照明	1,500ルクス以上		1,500ルクス以上の照明があることが望ましい	原則、1,500ルクス以上	(規定なし)
4 ピッチサイズ	105m×68m		原則として105m×68m	原則、105m×68m	(規定なし)
5 ピッチの余白部分	原則として、サッカースタジアムで5m、陸上競技兼用で1.5m以上		左と同じ	左と同じ	(規定なし)
6 ピッチ状況	常緑天然芝		原則として常緑天然芝	天然芝	(規定なし)
7 ゴール	埋め込み式		原則として埋め込み式	埋め込み式またはJFLが安全性を認定したゴール	(規定なし)
9 運営本部室	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
10 更衣室	必須(ホーム、ビジター、審判各々に用意され、温水シャワー付き)		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
11 室内ウォームアップエリア	必須		あることが望ましい	不要	(規定なし)
12 マッチ・コーディネーション・ミーティング室	必須		必須(諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	不要	(規定なし)
13 記録室	必須 (ピッチ全体を見渡せ、原則として個室)		記録室または記録員席の設置 (ピッチ全体を見渡せ、雨に濡れないこと)	記録「席」を置く	(規定なし)
14 医務室	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
15 ドーピングコントロール室	必須		必須 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	整備するよう努める	(規定なし)
16 警察・消防司令兼控室	必須		必須 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	整備するよう努める	(規定なし)
17 記者会見室	必須		必須 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	不要	(規定なし)
18 記者室	必須		必須 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	原則、備えなければならない	(規定なし)
19 カメラマン (フォトグラファー、TVクルー)室	必須		必須 (諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	原則、備えなければならない	(規定なし)
20 VIP席	必須		必須 (客席等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	「来賓室」を備えるよう努める	(規定なし)
21 記者席	必須(メインスタンド中央、屋根付き、電源・机設置)		必須 (雨に濡れない席を用意すること)	原則、備えなければならない (屋根、電源、机不要)	(規定なし)
22 場内放送システム および場内放送室	必須		場内放送システムを備えること	原則、場内放送設備を 備えなければならない	(規定なし)
23 実況放送室	必須(十分な広さと、必要十分な電源の設置)		実況放送スペースを設置すること (雨に濡れない席を用意すること)	不要	(規定なし)
24 スコアボード	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
25 メンバー掲示板	必須(スコアボードでの兼用可)		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
26 リーグ旗・クラブ旗の 掲揚ポールまたはバトン	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
27 入場券売場	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
28 総合案内所	必須		必須(配置を工夫し、設置可能なように運用すること)	不要	(規定なし)
29 救護室	必須		必須(配置を工夫し、設置可能なように運用すること)	不要	(規定なし)
30 授乳室	必須		必須(諸室等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	不要	(規定なし)
31 飲食売店・グッズ売店	必須		左と同じ	原則、備えなければならない	(規定なし)
32 テレビカメラ設置スペース (中継用・ニュース関連ENG用)	必須		必須 (客席等の運用方法を工夫し、利用可能な状態とすること)	原則、備えなければならない	(規定なし)
33 テレビ中継車両駐車スペース	必須		必須(配置を工夫し、設置可能なように運用すること)	整備するよう努める	(規定なし)
34 ケーブル敷設スペース	必須		必須(配置を工夫し、設置可能なように運用すること)	整備するよう努める	(規定なし)
35 伝送用機材等設置スペース (アンテナ車両・光ファイバー端末等)	必須		必須(配置を工夫し、設置可能なように運用すること)	整備するよう努める	(規定なし)

J3参加のための審査基準 ステップ3 J3入会審査要件 および J3発足時における各リーグの構成等比較表

		Jリーグディビジョン1(J1)	Jリーグディビジョン2(J2)	Jリーグディビジョン3(J3)	JFL	Jリーグ準加盟
J3入会審査要件	クラブの法人格	公益法人または株式会社		公益法人、株式会社、特定非営利活動法人のいずれか	法人が運営すること (「企業のサッカー部」でも可)	J3に同じ
	商標	Jリーグが指定する商標類の取得		基本的に左に同じ (J2昇格に向け、徐々に取得を進める)	明文規定なし	商標登録済みか、登録申請が速やかに始められる状態
	ホームタウン	ホームタウンを定め、地元自治体・地元サッカー協会から文書による支援表明		左に同じ	活動区域の決定(支援表明は不要)	J1・J2・J3に同じ
	法人組織	クラブライセンスを充足する人員をそろえる		常勤取締役(理事)1名以上、常勤社(職)員4名以上	常勤の事務局員2名以上	J3に同じ
	財務に関する基準	① クラブライセンス 財務基準の充足 ② 債務超過だとJ2に入会できない		① J3ライセンス「財務基準」の充足 ② 「シーズン中に経営破たんしない」旨の誓約書差し入れ	健全経営義務あり (必要に応じJFLが財務諸表提出を要請)	短期的に資金不足に陥る可能性が極めて低いと判断できること
	ファンクラブ、後援会	ファンクラブ・後援会等、安定的な支援組織の整備義務		左に同じ	左に同じ	左に同じ
チーム構成	トップチーム構成	プロA契約選手を15名以上保有	プロA契約選手を5名以上保有	J3シーズン中は、常にプロ契約選手を3名以上保有	なし	所属リーグに基づく
	外国籍選手枠	3+アジア枠1		外国籍選手枠を設けるが、具体的内容は2013年夏に決定する	3	所属リーグに基づく

		Jリーグディビジョン1(J1)	Jリーグディビジョン2(J2)	Jリーグディビジョン3(J3)	JFL	Jリーグ準加盟	
各リーグの構成	リーグ概要	社員資格	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員		左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
		会員資格	Jリーグ正会員(J1会員)	Jリーグ正会員(J2会員)	Jリーグ準会員	JFL正会員	所属リーグに基づく
		クラブライセンス	J1ライセンス	J1 or J2ライセンス	J3ライセンス(ローカルルール)	なし	(規定なし)
		入会金	6,000万円	2,000万円	500万円	100万円	(規定なし)
		年会費	4,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	120万円
		リーグの位置づけ	日本のトッププロリーグ(競技成績でディビジョンを分ける)		J2を目指し・理念を推進するクラブで構成されるプロリーグ	アマチュアのトップリーグ	所属リーグに基づく
		リーグのガバナンス	実行委員会(毎月)、理事会(毎月)、総会(年2回) ただし、実行委員会は「J1・J2」と「J3」とが合同では実施しない		左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
		クラブ数	最大18	最大22	発足時は10または12 (最終目標はJリーグ全体で100クラブ)	現状、最大18	所属リーグに基づく
		ホームゲーム数	20試合以上 (リーグ戦17、ナビスコ3)	21試合	※最低17試合を確保 10or12チーム(4回戦制)→18or22試合 14・16チーム(3回戦制)→19~23試合 18チーム(2回戦制) → 17試合	17試合	所属リーグに基づく
		「Jリーグ」ロゴの使用	使用可		左に同じ	JFLロゴを使用可	不可(「Jリーグ準加盟クラブ」との表示可)
		表彰	「Jリーグ表彰規程」に基づき表彰		左に同じ	「JFL表彰規程」に基づく	所属リーグに基づく
		Jリーグアウォーズ	監督、選手等が出席		左に同じ	JFL表彰式あり	所属リーグに基づく
		リーグ戦賞金	1位2億円 ~ 7位1,000万円	1位2,000万円 ~ 3位500万円	1位500万円、2位250万円	1位500万円	所属リーグに基づく
		Jリーグ配分金	配分金あり		左に同じ	配分金なし(別途遠征経費補てん等)	所属リーグに基づく
		リーグ戦安定開催融資	申請できる(最大3億円、勝点10点減)		左に同じ	融資制度なし	融資制度なし
		制裁・裁定	Jリーグ規約に基づき、制裁および裁定の手続きを実施		左に同じ	JFL規約に基づく	所属リーグに基づく
		選手教育	Jリーグ新人研修会・ルール講習会等の研修		左に同じ	新人研修なし、監督向けルール講習	所属リーグに基づく
		収益事業	放送権	Jリーグが一括管理		左に同じ	JFLが一括管理
商品化	Jリーグの商品化ルールに基づく		左に同じ	チームが独自管理	所属リーグに基づく		
ユニフォーム要項	Jリーグの「ユニフォーム要項」に基づく		左に同じ	協会の「ユニフォーム規程」に基づく	所属リーグに基づく		
Jリーグオフィシャルパートナーの権益	Jリーグオフィシャルパートナーの権利はJ1・J2に及ぶ Jチャレンジリーグは別途パートナーセールスを実施		独自にパートナーセールスを実施(権益を分ける)	JFLのルールによる	なし		
スポンサーカテゴリー	Jリーグの「スポンサーカテゴリールール」に基づく		左に同じ	JFLのルールによる	所属リーグに基づく		

J3参加のための審査基準 ステップ3 J3入会審査要件 および J3発足時における各リーグの構成等比較表

		Jリーグディビジョン1(J1)	Jリーグディビジョン2(J2)	Jリーグディビジョン3(J3)	JFL	Jリーグ準加盟
23	試合形式	試合の主管・主催	協会・Jリーグが主催、Jリーグが主管	左に同じ	協会・JFLが主催、JFLが主管	所属リーグに基づく
24		リーグ規模	全国リーグ	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
25		リーグ戦形式	ホーム&アウェー方式	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
26		試合の公正な運営	マッチコミッショナー、レフェリアセッサーを派遣	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
27		ドーピング検査	実施	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
28		試合運営	試合運営に必要なスタッフを置き、試合を円滑に運営する義務あり	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
29		ベストメンバー規定	適用	左に同じ	JFL規約に基づき適用	所属リーグに基づく
30		レフェリー	J1担当審判員 J2担当審判員以上	JFL担当審判員相当の審判	JFL担当審判員相当の審判	所属リーグに基づく
31		公式記録	Jリーグ指定書式・Jリーグデータセンター管理	左に同じ	JFL独自システム	所属リーグに基づく
32		ワンタッチパス	加入	希望クラブのみ	なし	なし
33		リーグ戦期間	現在は 3月～12月	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく
34		規律	Jリーグ規律委員会が管轄	左に同じ	JFL規律委員会が管轄	所属リーグに基づく
35		総合保険	加入	左に同じ	不明	所属リーグに基づく
36		遠征経費補てん	遠隔クラブに対し補てん	左に同じ	左に同じ	所属リーグに基づく